

# 「定額給付金」及び「子育て応援特別手当」のお知らせ

市では、住民の生活支援や地域の経済対策として「定額給付金」を、多子世帯の子育ての負担に対する配慮として「子育て応援特別手当」を給付・支給します。申請書は4月上旬にそれぞれ別に郵送します。なお、「定額給付金」等をよそおった振り込み詐欺等にはご注意ください。



## 〔定額給付金〕

**給付対象者** 平成21年2月1日現在において、次の①又は②のいずれかに該当する人

- ①市の住民基本台帳に記録されている人
- ②市の外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者・短期滞在者は除く)

**申請・受給者** 給付対象者の属する世帯の世帯主(外国人については各給付対象者)

**給付額** 支給対象者1人につき1万2千円(昭和19年2月2日以前生まれ及び平成2年2月2日以降生まれの人は2万円)

## 申請・受給方法

次の手順のとおり郵送申請による口座振込となります。

- ①市から給付対象者に給付金の申請書を郵送
  - ②申請書に必要事項を記載し、添付書類を添えて市へ返送
  - ③返送いただいた申請書を審査のうえ、指定の口座へ振込
- 給付スケジュール**
- ①申請書の郵送 4月上旬
  - ②申請書の受付期限 10月13日(火)(当日消印有効)
  - ③第1回振込日 5月上旬

※振込予定者には口座振込のお知らせを郵送します。

※申請書の受付期限を過ぎると、給付金の給付ができなくなり、給付金の給付ができませんのでご注意ください。

★企画課定額給付金室 ☎57855



## 〔子育て応援特別手当〕

**支給対象児童** 平成2年4月2日～平成17年4月1日生れの児童が2人以上いる世帯において、平成14年4月2日～平成17年4月1日生れの第2子以降の児童

**申請・受給者** 支給対象児童のいる世帯の世帯主で、平成21年2月1日現在において、世帯主、支給対象児童とも、次の①又は②のいずれかに該当する人

- ①市の住民基本台帳に記録されている人
- ②市の外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者・短期滞在者は除く)

**支給額** 支給対象児童1人につき3万6千円

※「申請・受給方法」及び「給付スケジュール」は、定額給付金と同様です。また、申請書は支給対象と判断される世帯主に郵送しますが、住民基本台帳上は該当しない世帯でも、扶養の状況等により支給対象となる場合がありますので、不明な点は左記までお問い合わせください。

★子育て支援課 ☎1130

## 行政改革審議会委員を募集します

市では現在、平成19～23年度を計画期間とする『本庄市行政改革大綱』に基づいて、行政改革を推進しています。

この大綱及び実施計画の進捗状況や計画の適合性などに市民のみなさんのご意見を取り入れるため、本庄市行政改革審議会委員を募集します。(審議会は公募の市民、市議会議員、識見を有する人で構成されます。)

なお、選考方法は書類選考とし、結果は応募者あてに通知します。

**応募資格** 市内在住又は在勤の20歳以上の人

**募集人員** 3人程度

**任期** 委嘱の日から2年間

## 叙位

去る1月21日に逝去された、元保護司の飯野利衛氏(中央1)の生前の功績に対し、従六位が授与されました。ご冥福をお祈りいたします。



故 飯野 利衛 氏

**応募方法** 応募用紙(企画課に用意したもの、市のホームページからダウンロードしたもの、又は任意の用紙)に必要事項(住所・氏名・性別・生年月日・年齢・電話番号・職業)を記入のうえ、「行政改革審議会委員への応募理由」を1、200字以内にとめて、企画課へ郵送(電子メール可)又は直接持参してください。

**郵送先** 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所企画課

**電子メールアドレス** kikaku@city.honjo.lg.jp

**応募締切** 4月23日(木)必着

★企画課 ☎1157

## 消防庁長官表彰

消防団員として、勤務成績が優秀で他の模範になると認められ、3月6日、茂木武夫氏(北堀)に永年勤続功労章が授与されました。



茂木 武夫 氏



# 平成21年度

## 市民税・県民税についてお知らせします

★課税課 ☎ 1123

### 市民税・県民税の納税方法を「ご存じですか」

市民税・県民税の納税（徴収）方法には、普通徴収と特別徴収があります。ご自分がどちらに該当するのか、ご確認ください。

**普通徴収** 自営業者等が該当し、通常6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて個人で納税する方法です。

**特別徴収** サラリーマン等の毎月の給与から天引きし、6月から翌年5月までの12回に分けて納税する方法です。

### 忘れていませんか!! 市民税・県民税申告

平成21年度市民税・県民税の申告期限は3月16日でした。申告が必要な人でまだ済ませていない人は、速やかに申告をお願いします。

※10月から市民税・県民税の公的年金からの特別徴収が開始されます。対象者は、4月1日現在において65歳以上の公的年金受給者で、年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給し、介護保険の特別徴収の対象になっている等の要件があります。天引きされる額は、公的年金等に係る所得割額及び均等割額となります。

### 市民税・県民税の納税通知書の発送について

今年度は、特別徴収の納税通知書を5月中旬に事業所へ、普通徴収の納税通知書を6月中旬に納税義務者へそれぞれ発送する予定です。

### 特別徴収の人で、給与所得・公的年金等以外の所得がある場合には

給与所得・公的年金等以外の所得にかかる市民税・県民税については、確定申告等をする際に、確定申告書の第二表の『給与所得・公的年金

等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択欄にある、「自分で納付（普通徴収）」の部分にチェックを記入すると普通徴収によって納めることもできます。申告書の控えをご確認ください。

### 市外に住んでいる家族を扶養にとっている場合には

扶養対象者の所得について、住所地の市区町村に照会をし、扶養にとれるかどうか確認しています。なお、住所地が不明などの理由で確認できない場合は、申告した人に問い合わせをしますのでご協力をお願いします。



### 申告書の内容の確認・訂正について

市では、納税通知書を発送する前に、税務署で申告した人の申告内容のうち次の各項目

### 平成21年度（平成20年分）所得・課税証明書の交付は6月中旬を予定しています

所得・課税証明書を交付できる人は次の①～④の人です。

- ①市民税・県民税の申告をした人
- ②確定申告をした人
- ③勤務している会社等から給与支払報告書が市へ報告されている人
- ④年金の報告書が市へ報告されている人

①～④以外の方は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を交付することができません。

※収入がない人、家族の扶養になっている人でも①～④に該当しない場合は同様です。

※申告をした後で市民税・県民税の税額を決定します。決定後、所得・課税証明書が交付できます。なお、税額の決定については、最長で2か月程度かかりますので、早めの申告をお願いします。

目について確認し、必要に応じて訂正しています。

○扶養にとれない人を扶養にとっている場合

○その他の控除のうち、とれない控除をとっている場合

○申告書の計算が誤っている場合

○申告書の記載に不備がある場合

○申告した給与や年金の金額と、市に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額が、異なっている場合

※確認・訂正のため、申告書の内容について、申告した人へ市から問い合わせをする場合がありますのでご協力をお願いします。